

商品名(愛称)	期日指定定期預金
販売対象	個人および個人事業主
期間	1年以上3年以内  ・この預金の全部または一部について、預入日の1年後の応答日から証書(通帳)記載の最長預入期限までの間の任意の日を満期日として指定することができます。 ・預入時のお申し出により、最長預入期限に自動継続(元金継続または元利継続)の取扱いができます。
預入	1. 預入方法 一括預入 2. 預入金額 100円以上300万円未満 3. 預入単位 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して支払います。 預入日から1年経過後は1万円以上、万円単位で一部支払も可能です。
利息	1. 適用金利 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 2. 利払頻度 満期日以後に一括して支払います。 3. 計算方法 解約日に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって、付利単位を1円とした1年を365日とする1年複利の方法により日割計算します。 A. 1年以上2年未満 証書(通帳)記載の「2年未満」の利率 B. 2年以上 証書(通帳)記載の「2年以上」の利率
税金	2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る利息には、復興特別所得税(0.315%)が追加課税されることにより、20.315%の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を加えた利率です。 マル優の取扱いができます。

<p>中途解約時の 取扱い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨て)によって、1年複利の方法により計算した利息とともに支払います。</p> <p>但し、その利率が解約時の普通預金利率を下回る場合、普通預金利率を適用します。</p> <p>A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 …… 2年以上利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 …… 2年以上利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 …… 2年以上利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 …… 2年以上利率×90%</p>
<p>重要事項</p>	<p>この預金は預金保険の対象となります。</p> <p>※当行にお預け入れいただいている他の預金と合算し、元本 1 千万円までとその利息等が保護対象となります。</p>
<p>その他 参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・当行が契約している指定紛争解決機関</p> <p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先:全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号:0570-017109または03-5252-3772</p>